

事務連絡
令和6年11月29日

福祉医療機構「退職手当共済制度」契約法人・施設
事務ご担当者様

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
事務局長 高橋 博則
〔印省略〕

福祉医療機構「退職手当共済新システム」への移行に伴う留意事項について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業の運営にあたりましては、平素より多大なるご協力を賜り、感謝申し上げます。

独立行政法人 福祉医療機構（以下、機構）より既にご案内の通り、現行の電子届出システムは12月11日17時で全機能が停止し、新システムが令和7年1月6日より利用開始となります。

それに伴い、今後の機構関係の事務にあたり留意いただきたい事項をまとめましたので、ご確認をお願いいたします。

記

1 福祉医療機構届出書類の送付先について

機構と本会が締結している業務委託契約の終了により、「退職手当金請求書」「被共済職員退職届」「合算制度利用申出書」の送付先が下記の通り変更となります。

時期	送付先
令和6年12月31日（火）まで	東京都社会福祉協議会 従事者共済会
令和7年1月以降	福祉医療機構 共済部 (ただし、原則として新システムによるオンラインでの届出になるため、届出書類の郵送は不要。事情により郵送が必要な場合の届出受付先は機構になります)

- 12月11日（水）17時以降は、機構の現行システムが利用停止となります。機構より契約法人様宛に「郵送による届出は可能ですが、機構での処理に通常より時間がかかるため、令和7年1月6日以降に新システムで届出いただく方が早くお手続きできます。」と案内されています。1月6日以降の新システムによる届出にご協力をお願いいたします。

2 機構の新システム移行後の源泉徴収事務について

- 下記の手続きは、福祉医療機構ウェブサイト>退職手当共済事業>退職手当共済新システムのご案内>システムの紹介動画の「被共済職員退職届の提出手続き」動画資料の26～27枚目に対応しています。https://www.wam.go.jp/hp/taite_newsystm_guide/

(1) 退職手当金支払いの順番について

共済会の「退職共済金制度」と機構の「退職手当共済制度」の加入者が退職時、両制度に退職金の請求をする場合、機構が最終支払者になります。これまで通り、共済会の受給手続きを行った後に、機構の手続きをしてください。両制度から給付された退職金を合算し、機構にお

いて最終的な税務処理（源泉徴収）を行いますので、新システムの退職手当金支払いの順番は、「福祉医療機構を後に請求」を選択してください。

(2) 源泉徴収票データの登録について

共済会システムから「退職所得の源泉徴収票・個別（PDF データ）」をダウンロードし、機構の新システムで退職届の提出時、加入者ごとに源泉徴収票データをアップロードしてください。

～共済会システムから源泉徴収票をダウンロードする方法～

◆「月次帳票印刷」画面を開き、対象年月（※）・対象施設・出力帳票＜源泉徴収票（個別）＞を選択し、印刷ボタンをクリック

→加入者ごとの源泉徴収票（ZIP ファイル）がダウンロードできます。

◆（※）対象年月は、退職共済金の給付年月を選択します。下記方法で給付年月を確認できます。

①「届出入力」画面を開き、施設名・状態等の条件を選択し、検索ボタンをクリック

②検索結果が表示されるので、該当の加入者番号をクリック

③画面左下の「退職共済金情報」をクリック

→「給付日」の項目に表示されている年月が、給付年月となります。

3 備考

本通知では、機構の新システム移行に伴う本会と関わる事項についてのみ記載しております。新システム移行に関する全般的なお問い合わせは、法人の事務ご担当者様、もしくは機構に直接ご連絡ください。

独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課
電話 0570-050-294

4 本通知に関する問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 従事者共済会

〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階

TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997